

寒川町告示第 74 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定に基づき、指定納付受託者の所在地変更に係る届出があったので、同条第 4 項及び寒川町財務規則（昭和 40 年寒川町規則第 1 号）第 57 条の 3 第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄

- 1 届出のあった指定納付受託者の名称 株式会社アイモバイル
- 2 届出の内容 所在地の変更
変更前 東京都渋谷区桜丘町 22-14 N.E.S ビル N 棟 2 階
変更後 東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
- 3 所在地を変更する日 令和 6 年 7 月 17 日